

# 経 済 産 業 省

20180731 貿 局 第 2 号  
輸入注意事項 30 第 24 号  
経済産業省貿易経済協力局

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 12 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 8 月 20 日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部改正について

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 12 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）

改正後	現行
<p><b>1 対象品目</b>  <u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定するものとする。）</u>  <u>なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。</u></p> <p><b>2 適用地域</b>  (略)</p> <p><b>3 書面申請手続</b>  (1) 提出書類  特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。  ①・② (略)  ③ 輸入契約書の写し 1通  ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通  ⑤ (略)  ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通</p>	<p><b>1 対象品目</b>  特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等</p> <p>なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、<u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）並びに有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号）附属書Ⅱを参照のこと。</u></p> <p><b>2 適用地域</b>  (略)</p> <p><b>3 書面申請手続</b>  (1) 提出書類  特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。  ①・② (略)  ③ 輸入契約書の写し 1通  ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通  ⑤ (略)  ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通</p>

⑦・⑧ (略)

⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3(6)に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。）  
(注1) 上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

(2)・(3) (略)

#### 4 輸入承認基準

(略)

#### 5 輸入承認条件

(略)

別紙1 (略)

別紙2

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項）の3(6)の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名  
記名押印又は署名

⑦・⑧ (略)

⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3(5)に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。）  
(新設)

(2)・(3) (略)

#### 4 輸入承認基準

(略)

#### 5 輸入承認条件

(略)

別紙1 (略)

別紙2

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の3(5)の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名  
記名押印又は署名

住 所  
電話番号 (担当)

記

1. 輸出者

氏名又は名称:

住 所:

2. 輸入者/処分者

氏名又は名称:

住 所:

3. 処分施設

氏名又は名称:

住 所:

4. 特定有害廃棄物等の名称:

5. 輸入承認証

承認番号:

承認日:

数 量:

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量/移動数量	通関数量

住 所  
電話番号 (担当)

記

1. 輸出者

氏名又は名称:

住 所:

2. 輸入者/処分者

氏名又は名称:

住 所:

3. 処分施設

氏名又は名称:

住 所:

4. 特定有害廃棄物等の名称:

5. 輸入承認証

承認番号:

承認日:

数 量:

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量/移動数量	通関数量

(注) これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙3 (略)

(注) これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙3 (略)